

2014 年 7 月 9 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 337 号 ）

中国人民銀行・国家外貨管理局、 銀行向け外国為替規定を刷新 デリバティブ規制を一部緩和へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は、2014 年 6 月 22 日付で『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法』（中国人民銀行令[2014]第 2 号、以下『2 号弁法』という）を公布しました。銀行が取り扱う外国為替業務に関する管理弁法を刷新したもので、デリバティブ取引を含む外国為替業務の再定義を図っています。これに合わせて、国家外貨管理局は 2014 年 6 月 23 日付で『「銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2014]34 号、以下『34 号通達』という）を公布し、デリバティブ取引に関する実務規定を整理。銀行による対顧客デリバティブ取引の取扱可能範囲を一部拡大しています。

『2 号弁法』と『34 号通達』は、2014 年 8 月 1 日より施行されます¹。本稿では、『2 号弁法』と『34 号通達』をもとに中国で一般企業が売買可能な外国為替取引を整理します。

□ 実需取引の原則を堅持

『2 号弁法』は、銀行による外国為替業務を「直物元転・外貨転業務」と「人民元・外貨デリバティブ商品業務」に定義し直しました（第 3 条）。「直物元転・外貨転業務」とは取引日の相場により人民元・外貨を売買するスポット取引業務を指し、「人民元・外貨デリバティブ商品業務」とは為替予約のほか、為替スワップ、通貨スワップ、通貨オプションといったデリバティブ取引を行う業務を指します。

中国におけるデリバティブ取引の特徴は、実需取引の原則が堅持されていることです（『2 号弁法』第 19 条、『34 号通達』第 3 条）。個人・企業は、貿易取引や外債借入等の真実の取引背景があり、元転・外貨転に係る為替リスクをヘッジする必要がある場合にのみ、デリバティブ取引を行うことができます。銀行には、顧客のデリバティブ取引に真実の取引背景があるかを確認する義務があり（『34 号通達』第

¹ 『2 号弁法』の施行により、『外貨指定銀行による元転・外貨転業務取扱管理暫定弁法』（中国人民銀行令[2002]第 4 号）が廃止されます。

13 条)、義務を履行しない場合には罰則が科されます (同第 26 条)。

中国人民銀行と国家外貨管理局は、2005 年 7 月の人民元為替相場改革以降、為替リスクヘッジのニーズに対応するため、外国為替デリバティブ取引を段階的に解禁してきました。今回の『34 号通達』では、通貨スワップと通貨オプションについて取扱可能な取引の範囲を拡大しています (図表 2 参照)。通貨スワップでは、元本交換が開始日・

【図表 2】中国で銀行が取扱可能な外国為替取引 (対顧客) の種類

取引種類	中国語	主な規定内容など
直物元転・外貨転	即期结售汇	取引日の為替レートに基づき 2 営業日以内に両替決済を完了させるスポット取引
為替予約	远期结售汇	受渡における差額決済は不可
為替スワップ	外汇掉期	直物の元転・外貨転と反対方向の為替予約を組み合わせた取引。直物元転する外貨は外貨管理上、元転可能な資金に限る
通貨スワップ	货币掉期	異なる通貨のキャッシュフローを交換する取引。 以下の取引が可能になっている※ ¹ ① 元本交換が取引開始日・終了日 2 回の取引 ② 元本交換が開始日・終了日どちらか 1 回の取引 ③ 元本交換なしの取引 (クーポン・スワップ) (①に係る元転・外貨転は為替スワップ業務の管理規定を参照、②に係る元転・外貨転は実需原則を遵守)
通貨オプション	外汇期权	✓ ヨーロピアンオプションのみ取扱可 ✓ コール (購入)、プット (売却) とともに取扱可 ✓ 複数オプションの多様な組み合わせも可能に※ ² ✓ オプション料の支払に係る通貨種類は人民元に限る ✓ 権利行使で発生する顧客の外貨収支は、実需背景が支持する実際の規模を超えてはならない

※¹ 従来の対顧客取引では、①および外貨借入の元利返済に係る②③の取引が可能でした。

※² オプションの組み合わせはこれまで、同一通貨・期限・元本によるコールとプットの組み合わせのみが可能でした。

(関連に基づき、中国アドバイザー一部作成)

終了日どちらか 1 回のスワップ取引、元本交換なしのスワップ取引 (クーポン・スワップ) を全面的に開放 (第 17 条)。通貨オプションでは、複数オプションの多様な組み合わせも可能としました (第 15 条)。

なお、通貨オプションは現在も、満期日にのみ権利を行使できる「ヨーロピアンオプション」の取扱だけが認められており、開始日から満期日までいつでも権利を行使できる「アメリカンオプション」や権利行使の可能な期日を複数回設定できる「バミューダオプション」は認められていません (同上)。

*

『2号弁法』および『34号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および16ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行 令[2014]第2号

『中華人民共和国中国人民銀行法』、『中華人民共和国外貨管理条例』に基づき、中国人民銀行は『銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法』を制定し、2014年3月26日の第4回行長弁公会議を経て可決された。ここに発布し、2014年8月1日より施行する。

行長：周小川

2014年6月22日

銀行による元転・外貨転業務取扱管理弁法

第1章 総則

第1条 銀行による元転・外貨転業務の取扱を規範化し、外貨市場の平穏な運行を保障するため、『中華人民共和国中国人民銀行法』、『中華人民共和国外貨管理条例』（以下『外貨管理条例』という）に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中国人民銀行およびその分支機構、国家外貨管理局およびその分支局（以下「外管局」という）は、銀行による元転・外貨転業務の監督管理機関である。

第3条 本弁法の以下の用語の定義は以下のとおり。

- (1) 銀行とは、中華人民共和国国内で法に基づき設立された商業銀行、都市信用合作社、農村信用合作社等の公衆の預金を受け入れる金融機関および政策性銀行を指す。
- (2) 元転・外貨転業務とは、銀行が顧客のために、もしくは自身の経営活動の需要により取り扱う人民元と外貨の間の兌換業務を指し、直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務を含む。
- (3) 直物元転・外貨転業務とは、取引成立日の後2営業日以内に清算を完成させ、かつ清算価格が取引成立日当日の為替相場である元転・外貨転取引を指す。
- (4) 人民元・外貨デリバティブ商品業務とは、為替予約、人民元・外貨先物、人民元・外貨スワップ、人民元・外貨オプション等の業務およびその組み合わせを指す。
- (5) 元転・外貨転総合ポジションとは、銀行が所持し、銀行が取り扱う対顧客および自身の元転・外貨転業務、インターバンク市場取引への参加等の人民元と外貨間の取引により形成された外貨ポジションを指す。

第4条 銀行の元転・外貨転業務取扱は、外管局の批准を経なければならない。

第5条 銀行の元転・外貨転業務取扱は、本弁法およびその他の元転・外貨転業務関連の管理規定を遵守しなければならない。

第2章 市場参入と退出

第6条 銀行による直物元転・外貨転業務取扱の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 金融業務資格を有していること、
- (2) 完善な業務管理制度を備えていること、
- (3) 業務取扱に必要なソフトウェア・ハードウェア設備を備えていること、
- (4) 相応の業務・勤務経験を備えた高級管理人員および業務人員を擁していること。

第7条 銀行による人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱の申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 直物元転・外貨転業務資格を有していること、
- (2) 完善な業務管理制度を備えていること、
- (3) 相応の業務・勤務経験を備えた高級管理人員および業務人員を擁していること、
- (4) 銀行業監督管理機構の金融デリバティブ商品取引への従事に対する関連規定に合致していること。

第8条 銀行は、経営の必要に基づき直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務資格を一括申請することができる。

第9条 銀行による直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務資格の申請は、その総行が統一して申請を提出しなければならない。外国銀行の支店を除く。

政策性銀行、全国性商業銀行による直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務資格の申請は、国家外貨管理局が審査・批准する。その他の銀行は、所在地の国家外貨管理局分局、外貨管理部が審査・批准する。

第10条 銀行の分支機構による直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務の取扱は、相応の業務資格を備えている上級機構の授權を取得し、合わせて所在地の国家外貨管理局分局に報告して届出しなければならない。

第11条 銀行による元転・外貨転業務取扱期間において、合併もしくは分割が発生した場合、新規設立の銀行は外管局にあらためて元転・外貨転業務を申請しなければならない。名称の変更、営業住所の変更、元転・外貨転業務を経営する分支機構の合併もしくは分割等の状況が発生した場合、変更の日から 30 日以内に外管局に報告して届出しなければならない。

第12条 銀行が直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務の取扱を停止する場合、業務停止の日から 30 日以内に外管局に報告して届出しなければならない。

第13条 銀行が法に基づき取り消された、または破産を宣告された場合、その元転・外貨転業務資格は自動的に喪失する。

第3章 監督管理

第14条 銀行は、当該行の元転・外貨転業務リスク管理制度を構築、健全化し、合わせて元転・外貨転業務経営およびリスク管理の定期評価メカニズムを構築しなければならない。

外管局は、銀行が取り扱う元転・外貨転業務における外貨管理規定の執行状況に対して定期評価を実行する。

第15条 銀行は、専門の部門を指定して元転・外貨転業務の牽引管理部門として、当該行およびその分支機構の外貨管理規定執行業務の監督、協調に責任を負う。

第16条 銀行は、元転・外貨転業務の管理人員、取扱人員、販売人員、取引員およびその他の関連業務人員に対する外貨管理政策研修を強化し、それが必要な政策法規知識を備えることを確保しなければならない。

第17条 銀行は、元転・外貨転の会計科目を構築し、直物元転・外貨転業務および人民元・外貨デリバティブ商品業務を区別して、それぞれ対顧客元転・外貨転、自身の元転・外貨転およびインターバンク市場取引業務を勘定しなければならない。

第18条 銀行が元転・外貨転業務を取り扱うとき、「業務を理解する、顧客を理解する、審査の職責を尽くす」の原則に基づき関連証憑もしくは商業書類に対して審査を行わなければならない。国家外貨管理局に明確な規定がある場合、その規定に従う。

第19条 銀行が人民元・外貨デリバティブ商品業務を取り扱うとき、真実の需要背景を有する顧客と、

そのリスク能力と対応するデリバティブ商品取引を行い、合わせて国家外貨管理局による顧客、商品、取引ポジション等の方面に関する規定を遵守しなければならない。

第20条 銀行は、元転・外貨転総合ポジション管理規定を遵守し、規定の期限内において元転・外貨転総合ポジションを査定限度額内に保持しなければならない。

銀行の元転・外貨転総合ポジション限度額は、国際収支の状況、銀行の外貨業務経営状況およびマクロプルーデンス管理等の要素に基づき、法人の監督管理原則に基づいて統一査定しなければならない。外国銀行の支店は、法人管理とみなす。

第21条 人民元業務資格をいまだ取得していない外資銀行は、直物元転・外貨転業務資格を取得した後、中国人民銀行の当地の分支機構に元転・外貨転人民元専用口座の開設を申請し、専ら元転・外貨転業務の人民元の往来に用いなければならない。本弁法第20条の元転・外貨転総合ポジション管理規定を適用しない。

第22条 銀行が元転・外貨転業務を取り扱うとき、経営の必要に基づいて自行で店頭表示通貨を決定することができ、合わせて中国人民銀行および国家外貨管理局による銀行為替レート管理に関する関連規定を執行しなければならない。

第23条 銀行は遅滞なく、正確に、完全に外管局に元転・外貨転、総合ポジション等のデータならびに国家外貨管理局が規定するその他の関連報告表および資料を送付し、合わせて要求に基づき定期的に照合および遅滞なく過誤修正しなければならない。

第24条 銀行は、元転・外貨転書類保管制度を構築し、業務類型に区分してそれぞれ関連書類を保管しなければならない。保管期限は5年を下回ってはならない。

第25条 銀行は、外管局の監督検査に協力し、事実どおりに関連状況を説明し、関連文書、資料を提供しなければならない。拒絶、妨害および隠匿してはならない。

第26条 外管局は、オフサイト監督管理および立入検査等の方式を通じて、銀行の元転・外貨転業務に対する監督管理を強化し、銀行の元転・外貨転業務の監督管理情報記録を構築・健全化する。

第4章 罰則

第27条 銀行が批准を経ずに勝手に元転・外貨転業務を取り扱った場合、外管局もしくは関連主管部門が『外貨管理条例』第46条第1項に基づき処罰を下す。

第28条 銀行に以下のいずれかの状況があった場合、外管局が『外貨管理条例』第47条に基づき処罰を下す。

- (1) 元転・外貨転業務の取扱で、規定に基づき関連証憑もしくは商業書類を審査しなかった場合、
- (2) 規定に基づき元転・外貨転総合ポジションを査定限度額内に保持しなかった場合、
- (3) 規定に基づき中国人民銀行および国家外貨管理局の為替レート管理規定を執行しなかった場合。

第29条 銀行が規定に基づき外管局に元転・外貨転、総合ポジション等のデータならびに国家外貨管理局が規定するその他の関連報告表および資料を送付しない場合、外管局が『外貨管理条例』第48条に基づき処罰を下す。

第5章 附則

第30条 元転・外貨転業務資格を取得していない銀行が、自身の必要により元転・外貨転を行う場合、元転・外貨転業務資格を有する銀行を通じて手続を行わなければならない。

第31条 非銀行金融機関が取り扱う元転・外貨転業務は、本弁法を参照して執行する。国家外貨管理局に別途規定がある場合を除く。

第32条 本弁法は、中国人民銀行が解釈に責任を負う。

第33条 本弁法は、2014年8月1日より実施する。これ以前の規定が本弁法と不一致である場合、本弁法を基準とする。『外貨指定銀行による元転、外貨転業務取扱管理暫定弁法』（中国人民銀行令[2002]4号発布）、『中国人民銀行による元転・外貨転業務管理業務に関する通達』（銀発[2004]62号）は同時に廃止する。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局
匯発[2014]34号
『銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定』
の印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

外貨デリバティブ商品の市場発展を規範化し、政策の透明度および利便化を向上し、市場主体による為替相場リスク管理需要をさらに良く満たすため、国家外貨管理局は『銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定』（付属文書を参照）を制定した。遵守執行されたい。

国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は、本通達を受け取った後、直ちに管轄内の都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行および外資銀行に転送しなければならない。執行において問題に遭遇した場合、国家外貨管理局国際収支司と連絡をとること。連絡電話は、010-6840-2385、010-6840-2313。

特にここに通知する。

付属文書：銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定

国家外貨管理局
2014年6月23日

付属文書

銀行による対顧客人民元・外貨デリバティブ商品業務取扱管理規定

第1章 総則

第1条 外貨デリバティブ商品の市場発展を規範化し、市場主体による為替相場リスク管理需要をさらに良く満たすため、『中華人民共和国外貨管理条例』、『外貨指定銀行による元転、外貨転業務取扱管理暫定弁法』等の関連法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 本規定がいう人民元・外貨デリバティブ商品（以下「デリバティブ商品」という）には、人民元・外貨の為替予約、スワップおよびオプションを含む。

第3条 銀行による対顧客デリバティブ商品業務の取扱は、実需取引の原則を堅持しなければならない。

銀行は、自己の革新能力および取引管理能力を向上させ、完善なリスク管理制度および内部統制制度を構築し、慎重に自身のリスク管理水準と対応するデリバティブ商品取引を展開しなければならない。

第4条 銀行による顧客向けデリバティブ商品業務の開設は、国家外貨管理局およびその分支局（以下「外管局」という）の批准を経て、外管局の監督と検査を受けなければならない。

第5条 国際収支および外貨市場の状況に基づき、国家外貨管理局は銀行が展開するデリバティブ商品業務に対して必要な応急管理措置を採用し、外貨市場の平穏な運行を保障することができる。

第2章 市場参入管理

第6条 銀行による顧客向けデリバティブ商品業務の開設申請は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 直物元転・外貨転の業務資格を取得していること、
- (2) 健全なデリバティブ商品取引リスク管理制度および内部統制制度ならびに適切なリスク識別、計量、管理および取引システムを有し、デリバティブ商品業務の展開に必要な専門人員を配置していること、
- (3) 銀行業監督管理部門の金融デリバティブ商品取引業務資格関連の規定に合致していること。

第7条 外管局は、銀行が開設する顧客向けデリバティブ商品業務に対して総行（本部）による統一届出管理を実行する。全国性商業銀行、政策性銀行によるデリバティブ商品業務の開設は、国家外貨管理局に申請資料を提出し、国家外貨管理局が届出を行う。その他の銀行は所在地の外管局分局に申請資料を提出し、所在地の外管局分局（外貨管理部）が届出を行い、届出結果を国家外貨管理局に報告する。国家外貨管理局もしくは外管局分局（外貨管理部）は、本規定の要求に合致する完全な申請資料を受け取った日から 20 営業日以内に届出を行う。

外国銀行が国内の 2 カ所以上の分行で顧客向けデリバティブ商品業務を開設予定の場合、その国内管理行が統一して当該行所在地の外管局分局（外貨管理部）に申請資料を提出し、外管局分局（外貨管理部）は届出結果を同時に当該外国銀行のその他の国内分行所在地の外管局分局（外貨管理部）に送付しなければならない。

第8条 銀行による顧客向けデリバティブ商品業務の開設申請は、外管局に以下の文書および資料を提出しなければならない。

- (1) 申請報告、フィージビリティ報告および業務計画書。
- (2) デリバティブ商品業務の内部管理規定制度は、少なくとも以下の内容を含めなければならない。
 1. 取引受理、顧客評価、書類審査等の業務フローおよびオペレーション標準を含む業務オペレーション規程、
 2. プライシング方法および各種パラメーターの選択標準および出所を含む商品プライシングモデル、
 3. リスク管理の枠組み、リスクモデル指標および量的管理指標、リスク緩和措置、ポジションスクウェア・メカニズムを含むリスク管理制度、
 4. 科目の設置および会計勘定方法を含む会計勘定制度、
 5. データ収集チャネルおよびオペレーション手順を含む統計報告制度。
- (3) 主管人員および主要取引人員の名簿、履歴。
- (4) 銀行業監督管理部門の金融デリバティブ商品取引業務資格関連規定に合致する証明文書。

銀行は、開設予定の各種デリバティブ商品業務の実際の特徴に基づき、対応性と適用性を有する文書および資料を提出しなければならない。

第9条 銀行は、当該機構自身の状況に基づき、すべての顧客向けデリバティブ商品業務の開設を一度に申請することができ、または為替予約およびオプション業務資格を分けて申請することもできる。為替予約業務資格を取得した銀行は直接、為替スワップおよび通貨スワップ業務を開設することができる。

第10条 銀行の分支機構が取り扱う顧客代理デリバティブ商品業務は、権限を有する上級機構の書面授權を経た後、授權文書および当該級機構の業務準備状況説明（人員配置、業務研修、内部管理を含むがこれに限らない）を持参して、業務開設前の少なくとも 20 営業日に所在地の外管局分局に書面で報告した後、業務を開設することができる。

銀行は、分支機構によるデリバティブ商品業務取扱に対する授權と管理を強化しなければならない。デリバティブ商品の経営能力が比較的弱く、リスク防止および管理水準が比較的低い分支機構について、その授權および取引権限を適度に接收する、または取り消さなければならない。

第11条 外管局は、本規定の要求に基づき、オペレーションが簡便で、監督管理が有効の原則に基づき、デリバティブ商品業務の市場参入管理の内部オペレーションを完備化しなければならない。

第3章 業務管理

第12条 本規定がいう実需取引とは、顧客が行うデリバティブ商品業務が外貨リスクのエクスポージャーをヘッジする真実の需要背景を有し、かつ取引の基礎として所有する外貨資産・負債、将来の外貨収支予測が外貨管理規定に基づき直物元転・外貨転業務を行うことができることを指す。

第13条 顧客とデリバティブ商品取引に達する前に、銀行は「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の原則に基づき、顧客が行うデリバティブ商品業務が実需取引の原則に合致することを確認し、合わせて顧客が提供する声明、確認書等、その真実の需要背景を証明できる書面資料を取得しなければならない。内容は、以下を含むがこれに限らない。

- (1) デリバティブ商品取引と直接関連する原外貨資産・負債もしくは外貨収支の真実性とコンプライアンス性。
- (2) 顧客が行うデリバティブ商品取引の目的もしくは目標。
- (3) 本条第1項で確認した原外貨資産・負債もしくは外貨収支と関連する、なお清算されないデリバティブ商品取引のエクスポージャーが存在しているか否か。

第14条 為替予約業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 為替予約契約の期日到来時、銀行は直物元転・外貨転管理規定を参照して顧客のために受渡を行わなければならない。受渡方式は全額決済とし、差額決済を行ってはならない。
- (2) 為替予約契約の期日到来前もしくは到来時、顧客に真実の需要背景による変更が発生して履行できない場合、銀行は顧客が提供する声明、確認書等の証明を行うことができる書面資料を取得した後、顧客のために対応する金額の手仕舞いを行う、または顧客の実際の需要に基づきロールオーバーを行うことができ、発生した損益は商業原則に基づき処理し、合わせて人民元で決済する。

第15条 オプション業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 銀行は通常のヨーロピアンオプションの基礎に基づいて、顧客のためにコールもしくはプット・オプション業務、ならびに2件もしくは複数のオプションを含むオプション組み合わせ業務を行うことができ、オプション料の通貨種類は人民元とする。銀行は、顧客のオプション契約のために反対取引、全額もしくは差額決済を行うことができ、反対取引および差額決済の通貨種類は人民元とする。
- (2) 銀行が対顧客で取り扱う1件のオプションもしくはオプション組み合わせ業務の主要なり

スク特徴は、顧客の真実の需要背景と合理的な関連度を有していなければならない。オプション契約の権利行使で発生した顧客の外貨収支は、顧客の真実の需要背景が支持する実際の規模を超えてはならない。

第16条 為替スワップ業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 期近元転／期先外貨購入の為替スワップ業務について、顧客の期近元転の外貨資金は外貨管理規定に基づき直物元転を行うことができる外貨資金でなければならない。
- (2) 期近外貨購入／期先元転の為替スワップ業務について、顧客の期近は直接、人民元で外貨を購入し、合わせて経常項目外貨口座に預け入れて留保もしくは規定に基づき対外支払することができる。期先元転の外貨資金は、外貨管理規定に基づき直物元転を行うことができる外貨資金とする。経常項目外貨口座に留保した外貨資金により発生した利息について、銀行は顧客のために元転を行うことができる。
- (3) 為替スワップ業務において顧客の期先が履行できずに形成された銀行の外貨エクスポージャーは、元転・外貨転総合ポジションに組み入れて統一管理しなければならない。

第17条 通貨スワップ業務は、以下の規定を遵守しなければならない。

- (1) 通貨スワップ業務の元本交換は、契約発効日および期限到来日の2度とも元本を実際に交換する、2回とも元本を実際に交換しない、1回のみ元本を交換する等の形式を含む。
- (2) 通貨スワップ業務における顧客が契約発効日および期限到来日の2度とも元本を実際に交換することに係わる元転もしくは外貨購入は、為替スワップ業務の管理規定を遵守する。1回のみ元本を交換することに係わる元転もしくは外貨購入について、実需取引の原則を遵守し、銀行がこれにより形成する外貨エクスポージャーは、元転・外貨転総合ポジションに組み入れて統一管理しなければならない。
- (3) 通貨スワップ業務の利率は、銀行と顧客が商業原則に基づき協商して確定するが、中国人民銀行の利率管理規定に合致していなければならない。
- (4) 通貨スワップ業務において銀行が顧客から得た外貨利息は、当該行の外貨利潤に組み入れて統一管理し、単独で元転してはならない。

第18条 銀行による対顧客デリバティブ商品業務取扱の通貨種類、期限、価格等の取引要素は、双方が真実の需要背景により商業原則に基づき協商して確定する。

オプション業務で差額決済を採用するとき、相殺金額の確定に使用する参考価格は国内の真実、有効な市場為替相場でなければならない。

第19条 銀行がデリバティブ商品業務を取り扱う顧客の範囲は、国内機構に限る。個人工商業者は、国内機構とみなす。

国内個人が展開する外貨管理規定に合致する対外投資で形成された外貨リスクエクスポージャーについて、銀行は実需取引の原則に基づきそのためにデリバティブ商品取引を取り扱うことができる。

第20条 銀行は、デリバティブ商品業務の顧客管理を高度に重視し、デリバティブ商品分類および顧客分類を総合的に考慮する基礎の上に、持続的で十分な顧客適合度評価およびリスク提示を展開しなければならない。銀行は、顧客が行うデリバティブ商品取引が内部の有効な授權および必要な上級主管部門の許可を取得しており、合わせて十分なリスク引受能力を有していることを確認しなければならない。

真実の需要背景を虚構してデリバティブ商品業務を展開する、リスクヘッジを重複して行う顧客について、銀行は法に基づきそれが展開している取引を終了させ、合わせて信用格付等の内部管理制度を通じて、この種の顧客が後続してデリバティブ商品業務を展開することを制限しなければならない。

銀行は、顧客が行うデリバティブ商品業務の書類資料を保管して検査に備えなければならず、保管期限は5年を下回らない。

第4章 附則

第21条 銀行が展開するデリバティブ商品業務は、元転・外貨転総合ポジション管理規定を遵守し、デリバティブ商品取引のポジションを正確に、合理的に計量および管理しなければならない。銀行の分支機構による顧客向けデリバティブ商品業務取扱は、その総行（本部）が統一してスクウェア、エクスポージャー管理およびリスクコントロールを行わなければならない。

第22条 銀行は、国家外貨管理局の規定に基づきデリバティブ商品業務と関連する報告表および資料を送付しなければならず、具体的な統計報告制度は別途規定する。

第23条 外管局は、定期的もしくは不定期に銀行のデリバティブ商品業務関連の資料および報告表、リスク管理制度、内部統制制度および業務処理システムが「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の業務展開原則と対応しているか否かを確認し、管理が行き届いていない銀行に対してリスク提示もしくは注意を行う。

- 第24条** 国家外貨管理局は、銀行等の外貨市場参加者を組織して市場自律メカニズムを構築し、デリバティブ商品の顧客管理、リスクコントロール等の業界規範を完善化し、外貨市場の公平な競争環境を維持する。
- 第25条** 銀行、国内機構が国外市場のデリバティブ商品取引に参加する場合、外貨管理規定に合致していなければならない。
- 第26条** 銀行が顧客代行で取り扱うデリバティブ商品業務に以下のいずれかの状況がある場合、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』第47条、第48条に基づき処罰を行う。
- (1) 批准を経ずに勝手に業務を取り扱った場合、
 - (2) 真実性管理規定に違反して顧客のために業務を行った場合、
 - (3) 規定に基づき外管局に関連報告表、資料を送付しない場合。
- 第27条** 非銀行金融機関が取扱開始する顧客向けデリバティブ商品業務は、本規定を参照して執行する。
- 第28条** 本規定は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。
- 第29条** 本規定は、2014年8月1日より実施する。添付に列挙する外貨管理文書は、本規定実施の日より廃止する。この前に公布した銀行による対顧客デリバティブ商品業務取扱管理関連の規定が、本規定と抵触する場合、本規定を基準とする。

(中国語原文)

中国人民银行 令〔2014〕第 2 号

根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国外汇管理条例》，中国人民银行制定了《银行办理结售汇业务管理办法》，经 2014 年 3 月 26 日第 4 次行长办公会议通过，现予发布，自 2014 年 8 月 1 日起施行。

行长：周小川
2014 年 6 月 22 日

银行办理结售汇业务管理办法

第一章 总则

第一条 为了规范银行办理结售汇业务，保障外汇市场平稳运行，根据《中华人民共和国中国人民银行法》、《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《外汇管理条例》），制定本办法。

第二条 中国人民银行及其分支机构、国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）是银行结售汇业务的监督管理机关。

第三条 本办法下列用语的含义：

- （一）银行是指在中华人民共和国境内依法设立的商业银行、城市信用合作社、农村信用合作社等吸收公众存款的金融机构以及政策性银行；
- （二）结售汇业务是指银行为客户或因自身经营活动需求办理的人民币与外汇之间兑换的业务，包括即期结售汇业务和人民币与外汇衍生产品业务；
- （三）即期结售汇业务是指在交易订立日之后两个工作日内完成清算，且清算价格为交易订立日当日汇价的结售汇交易；
- （四）人民币与外汇衍生产品业务是指远期结售汇、人民币与外汇期货、人民币与外汇掉期、人民币与外汇期权等业务及其组合；
- （五）结售汇综合头寸是指银行持有的，因银行办理对客和自身结售汇业务、参与银行间外汇市场交易等人民币与外汇间交易而形成的外汇头寸。

第四条 银行办理结售汇业务，应当经外汇局批准。

第五条 银行办理结售汇业务，应当遵守本办法和其他有关结售汇业务的管理规定。

第二章 市场准入与退出

第六条 银行申请办理即期结售汇业务，应当具备下列条件：

- （一）具有金融业务资格；
- （二）具备完善的业务管理制度；
- （三）具备办理业务所必需的软硬件设备；
- （四）拥有具备相应业务工作经验的高级管理人员和业务人员。

第七条 银行申请办理人民币与外汇衍生产品业务，应当具备下列条件：

- （一）具有即期结售汇业务资格；
- （二）具备完善的业务管理制度；
- （三）拥有具备相应业务工作经验的高级管理人员和业务人员；
- （四）符合银行业监督管理机构对从事金融衍生产品交易的有关规定。

第八条 银行可以根据经营需要一并申请即期结售汇业务和人民币与外汇衍生产品业务资格。

第九条 银行申请即期结售汇业务或人民币与外汇衍生产品业务资格，应当由其总行统一提出申请，外国银行分行除外。

政策性银行、全国性商业银行申请即期结售汇业务或人民币与外汇衍生产品业务资格，由国家外汇管理局审批；其他银行由所在地国家外汇管理局分局、外汇管理部审批。

第十条 银行分支机构办理即期结售汇业务或人民币与外汇衍生产品业务，应当取得已具备相应业务资格的上级机构授权，并报所在地国家外汇管理局分支局备案。

第十一条 银行办理结售汇业务期间，发生合并或者分立的，新设立的银行应当向外汇局重新申请结售汇业务资格；发生变更名称、变更营业地址、经营结售汇业务的分支机构合并或者分立等情况的，应当自变更之日起 30 日内报外汇局备案。

第十二条 银行停止办理即期结售汇业务或人民币与外汇衍生产品业务的，应当自停办业务之日起 30 日内报外汇局备案。

第十三条 银行被依法撤销或者宣告破产的，其结售汇业务资格自动丧失。

第三章 监督管理

第十四条 银行应当建立、健全本行结售汇业务风险管理制度，并建立结售汇业务经营和风险管理定期评估机制。

外汇局对银行办理结售汇业务中执行外汇管理规定的情况实行定期评估。

第十五条 银行应当指定专门部门作为结售汇业务的牵头管理部门，负责督导、协调本行及其分支机构的外汇管理规定执行工作。

第十六条 银行应当加强对结售汇业务管理人员、经办人员、销售人员、交易员以及其他相关业务人员的外汇管理政策培训，确保其具备必要的政策法规知识。

第十七条 银行应当建立结售汇会计科目，区分即期结售汇和人民币与外汇衍生产品，分别核算对客户结售汇、自身结售汇和银行间市场交易业务。

第十八条 银行办理结售汇业务时，应当按照“了解业务、了解客户、尽职审查”的原则对相关凭证或商业单据进行审核。国家外汇管理局有明确规定的，从其规定。

第十九条 银行办理人民币与外汇衍生产品业务时，应当与有真实需求背景的客户进行与其风险能力相适应的衍生产品交易，并遵守国家外汇管理局关于客户、产品、交易头寸等方面的规定。

第二十条 银行应当遵守结售汇综合头寸管理规定，在规定时限内将结售汇综合头寸保持在核定限额以内。

银行结售汇综合头寸限额根据国际收支状况、银行外汇业务经营情况以及宏观审慎管理等因素，按照法人监管原则统一核定，外国银行分行视同法人管理。

第二十一条 尚未取得人民币业务资格的外资银行，在取得即期结售汇业务资格以后，应当向中国人民银行当地分支机构申请开立结售汇人民币专用账户，专门用于结售汇业务的人民币往来，不适用本办法第二十条结售汇综合头寸管理规定。

第二十二条 银行办理结售汇业务时，可以根据经营需要自行决定挂牌货币，并应当执行中国人民银行和国家外汇管理局关于银行汇价管理的相关规定。

第二十三条 银行应当及时、准确、完整地向外汇局报送结售汇、综合头寸等数据以及国家外汇管理局规定的其他相关报表和资料，并按要求定期核对和及时纠错。

第二十四条 银行应当建立结售汇单证保存制度，区分业务类型分别保存有关单证，保存期限不得少于 5 年。

第二十五条 银行应当配合外汇局的监督检查，如实说明有关情况，提供有关文件、资料，不得拒绝、阻碍和隐瞒。

第二十六条 外汇局通过非现场监管和现场检查等方式，加强对银行结售汇业务的监督管理，建立健全银行结售汇业务监管信息档案。

第四章 罚则

第二十七条 银行未经批准擅自办理结售汇业务的，由外汇局或者有关主管部门依照《外汇管理条例》第四十六条第一款予以处罚。

第二十八条 银行有下列情形之一的，由外汇局依照《外汇管理条例》第四十七条予以处罚：

- （一）办理结售汇业务，未按规定审核相关凭证或商业单据的；
- （二）未按规定将结售汇综合头寸保持在核定限额内的；
- （三）未按规定执行中国人民银行和国家外汇管理局汇价管理规定的。

第二十九条 银行未按规定向外汇局报送结售汇、综合头寸等数据以及国家外汇管理局规定的其他相关报表和资料的，由外汇局依照《外汇管理条例》第四十八条予以处罚。

第五章 附则

第三十条 未取得结售汇业务资格的银行因自身需要进行结售汇的，应当通过具有结售汇业务资格的银行办理。

第三十一条 非银行金融机构办理结售汇业务，参照本办法执行，国家外汇管理局另有规定的除外。

第三十二条 本办法由中国人民银行负责解释。

第三十三条 本办法自 2014 年 8 月 1 日起施行。此前规定与本办法不一致的，以本办法为准。《外汇指定银行办理结汇、售汇业务管理暂行办法》（中国人民银行令〔2002〕4 号发布）、《中国人民银行关于结售汇业务管理工作的通知》（银发〔2004〕62 号）同时废止。

(中国語原文)

国家外汇管理局

汇发[2014]34号

关于印发《银行对客户办理人民币与外汇衍生产品业务管理规定》的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为规范外汇衍生产品市场发展，提高政策透明度和便利化，更好地满足市场主体管理汇率风险需求，国家外汇管理局制定了《银行对客户办理人民币与外汇衍生产品业务管理规定》（见附件），请遵照执行。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应立即转发辖内城市商业银行、农村商业银行、农村合作银行和外资银行。执行中如遇问题，请与国家外汇管理局国际收支司联系。联系电话：010-68402385、68402313。

特此通知。

附件：银行对客户办理人民币与外汇衍生产品业务管理规定

国家外汇管理局

2014年6月23日

附件

银行对客户办理人民币与外汇衍生产品业务管理规定

第一章 总则

第一条 为规范外汇衍生产品市场发展，更好地满足市场主体管理汇率风险需求，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外汇指定银行办理结汇、售汇业务管理暂行办法》等有关法规规定，制定本规定。

第二条 本规定所称人民币与外汇衍生产品（以下简称衍生产品），包括人民币外汇远期、掉期和期权。

第三条 银行对客户办理衍生产品业务，应当坚持实需交易原则。银行应当提高自主创新能力和交易管理能力，建立完善的风险管理制度和内部控制制度，审慎开展与自身风险管理水平相适应的衍生产品交易。

第四条 银行开办代客衍生产品业务，应当经国家外汇管理局及其分支局（以下简称外汇局）批准，接受外汇局的监督与检查。

第五条 根据国际收支和外汇市场状况，国家外汇管理局可以对银行开展衍生产品业务采取必要的应急管理措施，保障外汇市场平稳运行。

第二章 市场准入管理

第六条 银行申请开办代客衍生产品业务应当具备以下条件：

- （一）取得即期结售汇业务资格。
- （二）有健全的衍生产品交易风险管理制度和内部控制制度及适当的风险识别、计量、管理和交易系统，配备开展衍生产品业务所需要的专业人员。
- （三）符合银行业监督管理部门有关金融衍生产品交易业务资格的规定。

第七条 外汇局对银行开办代客衍生产品业务实行总行（部）统一备案管理。全国性商业银行、政策性银行开办衍生产品业务，向国家外汇管理局提交申请材料，由国家外汇管理局办理备案；其他银行向所在地外汇局分支局提交申请材料，由所在地外汇局分局（外汇管理部）办理备案，备案结果抄报国家外汇管理局。国家外汇管理局或外汇局分局（外汇管理部）自收到符合本规定要求的完整申请资料之日起 20 个工作日内予以备案。

外国银行拟在境内两家以上分行开办代客衍生产品业务的，可由其境内管理行统一向该行所在地外汇局分局（外汇管理部）提交申请材料，外汇局分局（外汇管理部）应将备案结果同时抄送该外国银行其他境内分行所在地外汇局分局（外汇管理部）。

第八条 银行申请开办代客衍生产品业务，应当向外汇局提交以下文件和资料：

- （一）申请报告、可行性报告及业务计划书。
- （二）衍生产品业务内部管理规章制度，应当至少包括以下内容：
 - 1、业务操作规程，包括交易受理、客户评估、单证审核等业务流程和操作标准。
 - 2、产品定价模型，包括定价方法和各项参数的选取标准及来源。
 - 3、风险管理制度，包括风险管理架构、风险模型指标及量化管理指标、风险缓释措施、头寸平盘机制。
 - 4、会计核算制度，包括科目设置和会计核算方法。
 - 5、统计报告制度，包括数据采集渠道和操作流程。

- (三) 主管人员和主要交易人员名单、履历。
- (四) 符合银行业监督管理部门有关金融衍生产品交易业务资格规定的证明文件。

银行应当根据拟开办各类衍生产品业务的实际特征，提交具有针对性与适用性的文件和资料。

第九条 银行可以根据本机构自身情况，一次申请开办全部代客衍生产品业务，或分次申请远期和期权业务资格。取得远期业务资格的银行，可直接开办外汇掉期和货币掉期业务。

第十条 银行分支机构开办代客衍生产品业务，经上级有权机构书面授权后，持授权文件和本级机构业务筹办情况说明（包括但不限于人员配备、业务培训、内部管理），于开办业务前至少 20 个工作日向所在地外汇局分支局书面报告后即可开办业务。

银行应当加强对分支机构办理衍生产品业务的授权与管理。对于衍生产品经营能力较弱、风险防范及管理水平较低的分支机构，应当适当上收或取消其授权和交易权限。

第十一条 外汇局应根据本规定要求，按照操作简便、监管有效原则，完善衍生产品业务市场准入管理的内部操作。

第三章 业务管理

第十二条 本规定所称实需交易，是指客户办理衍生产品业务具有对冲外汇风险敞口的真实需求背景，并且作为交易基础所持有的外汇资产负债、预期未来的外汇收支按照外汇管理规定可以办理即期结售汇业务。

第十三条 与客户达成衍生产品交易前，银行应按照“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”原则，确认客户办理衍生产品业务符合实需交易原则，并获取由客户提供的声明、确认函等能够证明其真实需求背景的书面材料，内容包括但不限于：

- (一) 与衍生产品交易直接相关的基础外汇资产负债或外汇收支的真实性与合规性。
- (二) 客户进行衍生产品交易的目的或目标。
- (三) 是否存在与本条第一款确认的基础外汇资产负债或外汇收支相关的尚未结清的衍生产品交易敞口。

第十四条 远期业务应遵守以下规定：

- (一) 远期合约到期时，银行应比照即期结售汇管理规定为客户办理交割，交割方式为全额结算，不允许办理差额结算。
- (二) 远期合约到期前或到期时，如果客户因真实需求背景发生变更而无法履约，银行在获取由客户提供的声明、确认函等能够予以证明的书面材料后，可以为客户办理对应金额的平仓或按照客户实际需要进行展期，产生的损益按照商业原则处理，并以人民币结算。

第十五条 期权业务应遵守以下规定：

- (一) 银行可以基于普通欧式期权基础，为客户办理买入或卖出期权业务，以及包含两个或多个期权的期权组合业务，期权费币种为人民币。银行可以为客户的期权合约办理反向平仓、全额或差额结算，反向平仓和差额结算的货币为人民币。
- (二) 银行对客户办理的单个期权或期权组合业务的主要风险特征，应当与客户真实需求背景具有合理的相关度。期权合约行权所产生的客户外汇收支，不得超出客户真实需求背景所支持的实际规模。

第十六条 外汇掉期业务应遵守以下规定：

- (一) 对于近端结汇/远端购汇的外汇掉期业务，客户近端结汇的外汇资金应为按照外汇管理规定可以办理即期结汇的外汇资金。
- (二) 对于近端购汇/远端结汇的外汇掉期业务，客户近端可以直接以人民币购入外汇，并进入经常项目外汇账户留存或按照规定对外支付；远端结汇的外汇资金应为按照外汇管理规定可以办理即期结汇的外汇资金。因经常项目外汇账户留存的外汇资金所产生的利息，银行可以为客户办理结汇。
- (三) 外汇掉期业务中因客户远端无法履约而形成的银行外汇敞口，应纳入结售汇综合头寸统一管理。

第十七条 货币掉期业务应遵守以下规定：

- (一) 货币掉期业务的本金交换包括合约生效日和到期日两次均实际交换本金、两次均不实际交换本金、仅一次交换本金等形式。
- (二) 货币掉期业务中客户在合约生效日和到期日两次均实际交换本金所涉及的结汇或购汇，遵照外汇掉期业务的管理规定。对于一次交换本金所涉及的结汇或购汇，遵照实需交易原则，银行由此形成的外汇敞口应纳入结售汇综合头寸统一管理。
- (三) 货币掉期业务的利率由银行与客户按照商业原则协商确定，但应符合中国人民银行的利率管理规定。

（四）货币掉期业务中银行从客户获得的外币利息应纳入本行外汇利润统一管理，不得单独结汇。

第十八条 银行对客户办理衍生产品业务的币种、期限、价格等交易要素，由双方依据真实需求背景按照商业原则协商确定。

期权业务采用差额结算时，用于确定轧差金额使用的参考价应是境内真实、有效的市场汇率。

第十九条 银行办理衍生产品业务的客户范围限于境内机构，个体工商户视同境内机构。

境内个人开展符合外汇管理规定的对外投资形成外汇风险敞口，银行可以按照实需交易原则为其办理衍生产品业务。

第二十条 银行应当高度重视衍生产品业务的客户管理，在综合考虑衍生产品分类和客户分类的基础上，开展持续、充分的客户适合度评估和风险揭示。银行应确认客户进行衍生产品交易已获得内部有效授权及所必需的上级主管部门许可，并具备足够的风险承受能力。

对于虚构真实需求背景开展衍生产品业务、重复进行套期保值的客户，银行应依法终止已与其开展的交易，并通过信用评级等内部管理制度，限制此类客户后续开展衍生产品业务。

银行应将客户办理衍生产品业务的单证资料留存备查，保存期限不少于 5 年。

第四章 附则

第二十一条 银行开展衍生产品业务应遵守结售汇综合头寸管理规定，准确、合理计量和管理衍生产品交易头寸。银行分支机构办理代客衍生产品业务应由其总行（部）统一进行平盘、敞口管理和风险控制。

第二十二条 银行应按照国家外汇管理局的规定报送与衍生产品业务相关的报表和资料，具体统计报告制度另行规定。

第二十三条 外汇局可以定期或不定期核查银行有关衍生产品业务的资料和报表、风险管理制度、内部控制制度和业务处理系统是否与“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”展业原则相适应，对管理不到位的银行将予以风险提示或警示。

第二十四条 国家外汇管理局组织银行等外汇市场参与者建立市场自律机制，完善衍生产品的客户管理、

风险控制等行业规范，维护外汇市场公平竞争环境。

第二十五条 银行、境内机构参与境外市场衍生产品交易，应符合外汇管理规定。

第二十六条 银行办理代客衍生产品业务有下列情形之一的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》第四十七条、第四十八条予以处罚：

- （一）未经批准擅自开办业务的；
- （二）违反真实性管理规定为客户办理业务的；
- （三）未按规定向外汇局报送有关报表、资料的。

第二十七条 非银行金融机构开办代客衍生产品业务，参照本规定执行。

第二十八条 本规定由国家外汇管理局负责解释。

第二十九条 本规定自 2014 年 8 月 1 日起实施。附所列外汇管理文件自本规定实施之日起废止，此前公布的有关银行对客户办理衍生产品业务管理的规定，与本规定相抵触的，以本规定为准。

附

废止文件

- 1、 国家外汇管理局关于印发《外汇指定银行对客户远期结售汇业务和人民币与外币掉期业务备案操作指引》的通知（汇发[2005]70 号）
- 2、 国家外汇管理局关于外汇指定银行对客户远期结售汇业务和人民币与外币掉期业务有关外汇管理问题的通知（汇发[2006]52 号）
- 3、 国家外汇管理局关于外贸个体工商户个人外汇结算账户资金办理远期结售汇及人民币与外币掉期业务的批复（汇复[2010]197 号）
- 4、 国家外汇管理局关于外汇指定银行对客户人民币外汇货币掉期业务有关外汇管理问题的通知（汇发[2011]3 号）
- 5、 国家外汇管理局综合司关于人民币对外汇期权头寸计量方法的批复（汇综复[2011]33 号）
- 6、 国家外汇管理局关于银行办理人民币对外汇期权组合业务有关问题的通知（汇发[2011]43 号）